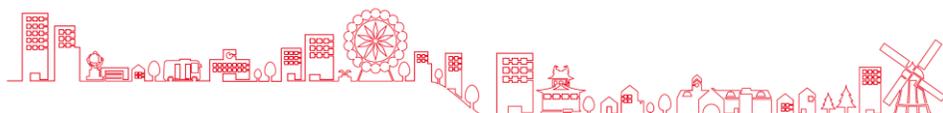


< 資料2 > 計画主体が求める運営方法



1. 計画主体が想定する運営の方向性	3
--------------------	---

2. 運営で考慮すべき「今後調整が必要な事項」	5
-------------------------	---



1.計画主体が想定する運営の方向性 (1/2)

- 計画主体へのヒアリングによって把握した、計画主体が想定する運営の大きな方向性は以下のとおり。
また、各検討項目における運営スキーム検討上の留意事項は以下のとおり。

検討項目	計画主体が想定する運営の方向性	運営スキーム検討上の留意事項
運営権重畳利用の可否	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営者に幅広い裁量を持たせる運営スキームが望ましい ● 耐用年数を迎えるなど、施設の存続が困難になるまで、計画主体にて長期的に施設運営を担う想定である 	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画主体による独立採算での運営を実現するため、指定管理者制度に加え、運営権等の付加的なスキームを検討する ● 運営権を併用する場合、実施方針条例制定が必要である
指定管理業務範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● アリーナ、各諸室、付属設備・備品、コンコース、通路、広場、壁面等について運営者が自由に使用でき、また第三者に使用させることも想定する ● コンコース等には売店・自販機等を設置し、運営会社自ら営業又は第三者による営業の両方を想定する ● 内壁・外壁共に、固定看板やデジタルサイネージ、ポルダリング等の設置を想定する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置管理条例に、業務範囲を規定する必要がある ● 市として指定管理業務範囲内で運営者に与えられる裁量を確認のうえ、必要に応じて運営権等の併用を検討
利用区分・料金設定	<ul style="list-style-type: none"> ● コンコースは非興行時も開放するなど365日賑わう空間として運用することを想定する ● 諸室等の個別貸出に加え、全館貸切利用も想定する ● 年間180日程度の市民利用枠を確保する想定だが、Bリーグ等の年間使用調整は柔軟に行いたい ● 諸室等貸出時、ビジョンやエアコン等の設備は別途利用料金を徴収する想定である ● 市民利用は低額、営利・興行利用は高額と、利用区分に応じた料金設定を想定する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置管理条例に、利用区分・料金設定を規定する必要がある ● 料金単価は、施設の利用価値に応じて設定可能だが、利用区分別の比率は、市内他施設と平仄を合わせる必要がある ● 「公の施設」のため、市民利用に配慮した料金設定が必要である
指定管理料に代わる収入源の取扱い 3	<ul style="list-style-type: none"> ● ネーミングライツやそれ以外の権利に由来する収入を運営者の収入として受け取りたい ● 施設名の命名権に加え、エリアネーミングライツ等の設定も想定している 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市ではネーミングライツ料を行政の収入としてこれまで運用してきたため、収受方法等については、調整が必要である。

1.計画主体が想定する運営の方向性（2/2）

- 計画主体へのヒアリングによって把握した、計画主体が想定する運営の大きな方向性は以下のとおり。また、各検討項目における運営スキーム検討上の留意事項は以下のとおり。

検討項目	計画主体が想定する運営の方向性	運営スキーム検討上の留意事項
付帯資産の資産区分・負担	<ul style="list-style-type: none"> ● 常設設備のうち施設運営に必要不可欠な資産は寄附対象、運営者が任意で設置するものは寄附対象外と想定する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設整備に付帯する資産は（知財等も含む）は極力市に負担（金銭的負担及び有事の際のリスクや対応）が無く、且つ計画主体が運営しやすい資産区分を調整する必要がある
事業終了時の責任区分	<ul style="list-style-type: none"> ● 本事業の終了時に計画主体が建物解体相当額を市に支払う（それ以外に生じる費用負担は別途協議） ※基本協定による規定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設として終了、計画主体の撤退など基本協定における事業が終了する際に、市（市民）に負担が生じないように責任区分を調整する必要がある
準備行為に関する権原	<ul style="list-style-type: none"> ● 2～1年前にBリーグ試合の候補日を確保、1年前にその他大規模イベント等の予約開始。残りの空枠を一般市民等向け予約枠として開放予定である ● 寄附時点までに壁面看板の利用者等も決定したい 	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物寄附前の準備行為に関する権原及び必要な協定等の要否を確認する必要がある



2. 運営計画で考慮すべき「今後調整が必要な事項」（1/2）

▶ 昨年度審議会答申の「今後調整が必要な事項」では、民間独立採算による施設運営を実現するため、指定管理者制度をベースとし、運営権等の重畳利用を検討するよう求められている。

● 資産区分・負担方法について

（1）施設整備に付帯する資産（知財等も含む）について、詳細に整理するとともに、原則計画主体の負担とすることが望ましい。

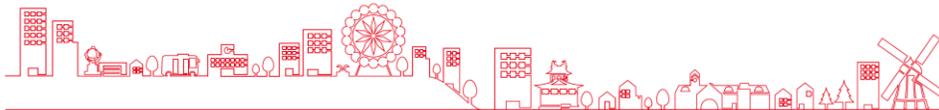
【調整を要する事項の解説】

- ※ 甲及び計画主体（乙、丙、丁及び運営会社）で協議する、資産区分とその負担方法に関する事項。
- ※ 「施設整備に付帯する資産について詳細に整理」とは、施設に含まれる資産とこれに付随する責任が計画主体と甲いずれに区分されるのか整理することを指す。今後具体化される施設計画・運営計画と照らし合わせ整理する。
- ※ 前述の整理にあっては、後述の「原則計画主体の負担」とある通り、甲にできるだけ負担がない状態であること、かつ計画主体が施設を運営しやすい状態となることとする。
- ※ 「原則計画主体の負担」の対象は、「金銭的負担」だけでなく「有事の際のリスクや対応」なども含まれる。
- ※ 「有事の際のリスクや対応」は、通常指定管理の基本協定でリスク分担として整理されるものもあるが、管理運営において甲が関与することもあるため、今後整理が必要と考える。なお、計画主体が負担としている、資産の維持管理・修繕については、甲の金銭的負担がないことを前提に、大中小それぞれの規模の修繕に対し、実施主体・手続等の整理を行う。
- ※ 大規模災害についての取扱いも同様に整理する。ただし、活用が想定される国の復興交付金等の交付対象者は自治体であることを鑑み、最終的に甲の金銭的負担がないように整理を行う。

（2）そのうえで、それぞれの資産について、計画主体負担とするための適正なスキームの検討について、双方協力して採用に向けて調整することを求める。

【調整を要する事項の解説】

- ※ 甲及び計画主体（乙、丙、丁及び運営会社）が協議すべき、計画主体による施設の管理運営が最適化できるスキーム検討に関する事項。
- ※ 「それぞれの資産について、計画主体負担とするための適正なスキーム」とは、甲が指定管理料を計画主体に支払うことなく、計画主体が適切な管理運営を実現するためのスキームであり、指定管理者制度をベースにしつつ、これと重畳的に活用可能となる有用なスキーム（公共施設等運営権等）のことを指す。



ともに育み、未来をつくる **しあわせ共創都市 安城**

2. 運営計画で考慮すべき「今後調整が必要な事項」(2/2)

▶ 昨年度審議会答申の「今後調整が必要な事項」では、民間独立採算による施設運営を実現するため、指定管理者制度をベースとし、運営権等の重畳利用を検討するよう求められている

● ネーミングライツ等収入について

(1) ネーミングライツは原則甲の収入となるが、こうした収入の收受が運営会社の独立採算上重要な要素となっていることを鑑み、ネーミングライツやそれ以外の権利に由来する収入の收受方法について、甲と計画主体で継続調整とすることを求める。

【調整を要する事項の解説】

- ※ 甲及び計画主体（乙、丙、丁及び運営会社）が協議すべき、計画主体による施設の独立採算が可能となる権利設定に関する事項。
- ※ 「ネーミングライツは原則甲の収入となるが、こうした収入の收受が運営会社の独立採算上重要な要素となっている」とは、ネーミングライツの取扱いが甲と計画主体で異なることに由来する。
- ※ 甲は、ネーミングライツを「行政の収入」として運用している。一方で、計画主体は、負担付き寄附の提案において「指定管理料に変わる収入としてネーミングライツ」を設定し、計画主体の収入としている。
- ※ ネーミングライツの帰属は、全国的に統一見解はない（三河安城交流拠点検討審議会では、一義的に甲の収入との意見はあった）が、本件は「計画主体が施設を独立採算で運営していくこと」が求められている。
- ※ 「ネーミングライツやそれ以外の権利に由来する収入の收受方法について、甲と計画主体で継続調整」とは、ネーミングライツや広告事業など、指定管理料に変わる収入源を、市民利用に影響させることなく、どのように、どれだけを計画主体が調達できるようにするか協議することを指す。

(2) 上記を達成するための手法として、運営権などの付加的なスキームの活用を検討することを求める。

【調整を要する事項の解説】

- ※ 甲及び計画主体（乙、丙、丁及び運営会社）に対して求める、計画主体による施設の管理運営が独立採算で実現できるスキーム検討に関する事項。

